



肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録を受けた肥料等に係る報告に関する規則をここに公布します。

令和3年11月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第101号

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録を受けた肥料等に係る報告に関する規則

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則(昭和25年長野県規則第61号)の全部を改正する。

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第4条第1項若しくは第3項の規定による知事の登録を受け、又は同法第16条の2第1項若しくは第2項の規定による知事への届出をした生産業者は、毎年2月末日までに、その前年中に生産した普通肥料について、その種類別の数量を知事に報告しなければならない。

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

農業技術課

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和3年11月29日

長野県公営企業管理者 小林 透

長野県公営企業管理規程第9号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

第1条 企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改める。

第2条 企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改める。

附 則

この管理規程中、第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

経営推進課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年11月29日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第8号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の185」を「100分の195」に、「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の195」を「100分の190」に、「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

この規則中、第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

人事委員会事務局